

明石市公共下水道計画策定業務委託 一般仕様書

明石市 上下水道局

第1章 総則

1.1 本仕様書の定義

本仕様書は、明石市における公共下水道計画策定業務委託の一般仕様書である。

1.2 一般仕様書の適用

本仕様書は、明石市上下水道局業務委託契約約款第1条に規定する設計図書であり、明石市における公共下水道計画策定業務委託に適用する。

ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い実施しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、明石市業務委託契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届、(ロ) 工程表、(ハ) 管理技術者届、(ニ) 照査技術者届、(ホ) 職務分担表、
(ヘ) 完了届、(ト) 納品書、(チ) 業務委託料請求書、(リ) その他発注者の指示する書類

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、明石市の承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

(1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

- (2) 管理技術者は、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく上下水道部門「下水道」又は総合技術監理部門「下水道」として登録されている技術士の資格を有する者とし、業務の全般に亘り技術的管理を行わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の進捗を図るため、必要に応じ技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 業務実績情報の登録

受託者は、契約時又は変更時において契約金額が 100 万以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後 15 日以内（休日等を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日以内（休日等を除く）に、完了時は業務完了後 15 日以内（休日等を除く）に、書面により明石市の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに明石市に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1.12 成果品の審査及び納品

- (1) 受託者は、成果品完成後に明石市の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、明石市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき、又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 参考資料の貸与

明石市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.15 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.16 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.17 個人情報の保護

受託者は、この仕様書による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、明石市個人情報保護法施行条例を遵守し、別添「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

1.18 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、明石市と受託者の協議によるものとする。

第2章 調査・計画

2.1 一般的事項

受託者は、調査及び計画に当たり、地域社会の動向、明石市長期総合計画、播磨灘流域別下水道整備総合計画、明石市公共下水道全体計画及び事業計画、その他の上位計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は、十分協議打合せの後実施するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 資料収集及び現地踏査

- (1) 業務上必要な資料については、関係官公庁、企業体等に対し、所在及び内容を確認したうえで、収集しなければならない。
- (2) 現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

2.4 計画

受託者は、明石市より提供した資料、受託者の調査した事項及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、特記仕様書に基づいて計画を策定するものとする。

2.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認ならびに作業内容の照査を行う。

第3章 設計

3.1 設計基準等

受託者は、設計に当たり、本仕様書「第6章 参考図書」及び特記仕様書にて指定する図書に基づき、明石市と協議のうえ、その基準となる事項を定めるものとする。

3.2 設計上の疑義

設計上疑義が生じた場合は、明石市と協議のうえ、これらの解決に当たらなければならない。

3.3 設計の資料等

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.4 事業計画図書等の確認

受託者は、「第2章 調査・計画」の各項の調査等と合わせて、設計対象区域に係る事業計画図書、竣工図書等の確認をしなければならない。

第4章 照査

4.1 照査の目的

受託者は業務を実施するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

4.2 照査の体制

- (1) 照査技術者は、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく上下水道部門「下水道」若しくは総合技術監理部門「下水道」として登録されている技術士、又はシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）「下水道」の資格を有する者とし、業務の全般に亘り技術的照査を行わなければならない。
- (2) 照査技術者は、管理技術者を兼ねることはできない。

4.3 照査事項

受託者は業務全般に亘り、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 検討の方法及びその内容について
- (3) 計画の妥当性（方針・設計条件等）について
- (4) 各種計算書（流量計算書、容量計算書、水理計算書、構造計算書等）の妥当性について
- (5) 各種図面（一般図、平面図、縦断図、区画割施設平面図、水位関係図、構造図等）の妥当性について
- (6) 各種計算書と図面の整合性について

第5章 提出図書

5.1 提出図書

提出すべき成果品については、特記仕様書にて指定する。

第6章 参考図書

6.1 参考図書

本業務は、以下に示す図書の最新版のほか、特記仕様書に示す図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
- (2) 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）

- (3) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル
(国土交通省・農林水産省・環境省)
- (4) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説 (国土交通省)
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (6) 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
- (7) 小規模下水道施設マネジメント指針と解説 (日本下水道協会)
- (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (日本下水道協会)
- (9) 下水道事業コスト構造改善プログラム (国土交通省)
- (10) 下水道事業における費用効果分析マニュアル (国土交通省)
- (11) 下水汚泥広域利活用検討マニュアル (国土交通省)
- (12) 新都市計画の手続 (都市計画協会)
- (13) 広域化・共同化計画策定マニュアル (総務省, 農林水産省, 国土交通省, 環境省)
- (14) 下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン (国土交通省)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(管理体制の整備等)

第2 受託者は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報安全管理のために、個人情報の管理に対する組織体制を整備するとともに、具体的な取扱方法等を規定しなければならない。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第4 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去し、委託者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第7 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約を終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第8 受託者は、この契約による事務に関して個人情報を取り扱う作業場所を特定し、委託者が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(持出しの禁止)

第9 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を委託者の承諾なしに事業所内から持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(事務従事者の明確化)

第11 受託者は、個人情報を取り扱う事務に従事する者を限定するとともに、従事者に制限があることを明確にしておかなければならない。

(事務従事者への監督及び教育)

第12 受託者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護について必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

(再委託の禁止)

第13 受託者は、委託者（再委託をする場合にあっては、最初の委託者をいう。次項において同じ。）の承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(再委託に伴う措置)

第14 受託者は、委託者の承諾を得て再委託をしようとするときは、この契約と同等の内容の個人情報保護のための措置の内容を契約書等に明記するなどその安全確保の措置を明らかにしなければならない。

第15 再委託を受けた者は、この契約による事務の受託者とみなして、前2項の規定の適用を受ける。

(資料等の返還等)

第16 受託者は、この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(報告及び立入調査)

第17 受託者は、委託者に対し、この契約による事務を処理するための個人情報を取り扱うまでに、個人情報等の安全管理措置に関する報告書を提出しなければならない。

2 委託者は、契約による受託者の事務の執行に当たり、個人情報の取扱いその他の契約内容の遵守状況について、随時報告を求め、又は調査することができる。

(事故発生時における報告義務等)

第18 受託者は、個人情報の漏えい事案その他この契約に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれのあることを知ったとき、又はこれに伴う損害（第三者への損害を含む。）が発生したときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示を受け、自己の責任において処理しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19 委託者は、受託者がこの契約に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。

明石市ウォーターPPP 実施方針策定及び事業者選定支援業務委託 特記仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「明石市公共下水道計画策定業務委託 一般仕様書」1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書であり、本仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

2 業務目的

令和5年6月に内閣府が策定した「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和5年度改定版）」において、水分野における PPP/PFI の取組みを強化するためウォーターPPP の導入が位置づけられたことを受け、本市下水道事業の持続可能性を確保することを目的とし、令和7年度にウォーターPPP 導入可能性調査を実施した。

その結果、「朝霧処理区」及び「船上処理区」の「処理場・ポンプ場」を対象に、「管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型[CM なし]）」の導入を目指すこととなった。

本業務は、導入可能性調査の結果を踏まえ、実施方針の策定を行うほか、要求水準書(案)の作成等、事業者選定の支援を行うものである。

3 履行期限

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで。

ただし、本件に係る予算について、国庫補助事業の繰越承認等がされたときは、期限を令和9年12月25日までとする予定である。

4 対象事業

明石市公共下水道事業（単独公共下水道）

- (1) 他分野連携 なし
- (2) 他地方公共団体連携 なし
- (3) 事業方式 管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型[CM なし]）
- (4) 対象施設・対象業務

事業方式	区分	処理区	対象施設	対象業務
W-PPP Lv3.5	共通	事業全体		統括管理 セルフモニタリング
	処理場 （水処理・汚泥処理） ポンプ場	朝霧 船上	朝霧浄化センター 船上浄化センター 朝霧ポンプ場 林ポンプ場	運転管理 保守管理 浚渫・清掃 ユーティリティ調達・管理 修繕 保全工事 更新計画案作成

※詳細は別紙のとおり。

5 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

昨年度に実施した「明石市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託」の検討結果を踏まえ、ウォーターPPP 事業（以下、「本事業」という。）の実施に向け、以下の業務を行う。

5-1 事業スキームの詳細検討

(1) 要求水準の設定

関連計画、既存の施設状況、運転状況、サウンディング調査結果等を踏まえ、管理条件や施設別・業務別の要求水準を検討する。

(2) プロフィットシェアの検討

ライフサイクルコスト縮減の促進に向け、他都市の事例調査を行い、本事業におけるプロフィットシェアの仕組みについて検討する。

(3) リスク分担の検討

リスクの要因となるリスク項目を抽出し、各リスクの具体的内容及び官民での分担方法について、リスク分担表に整理すること。

(4) モニタリング方法の検討

本事業の履行期間中、契約内容を確実に遂行し、かつ、要求水準を安定的に充足することを確認・評価するためのモニタリング手法や体制を検討すること。

(5) サービス対価の支払い方法等の検討

想定する事業スキームにおける、サービス対価の決定方法及び支払い方法について検討を行う。また、サービス対価の支払い停止や減額のルールについても検討を行う。

(6) 事業スキームの構築

多面的な観点（前提条件、事業性、事業費、人的資源等）から事業特性を評価し、本事業の導入目的を満たすことができる事業スキームを構築する。その際、市内業者が参画しやすい枠組みについて検討を行うこと。また、必要に応じて民間事業者から意見を聴取し、それを踏まえて事業スキームの内容を決定すること。

5-2 説明資料の作成

(1) 事業の全体スケジュールの作成

本事業の実施に向けて必要となる公募準備、公募、契約、事業開始時期、事業期間等を設定し、本事業の全体スケジュールを作成する。

(2) 財政効果算出資料の作成

本事業の概算事業費を算出すること。また、従来発注方式による事業費（PSC）と本事業の事業費の差または比による比較によりVFMを算出し、効果を定量的に評価する。なお、定量的に評価することが難しい、市内業者の活性化、住民サービスや安全・安心の向上等の付加的な効果についても可能な限り定量化するものとする。

(3) 想定される効果の整理

本事業による効果について、定量的（事業費、人的資源等）及び定性的（事業安定性、地域経済効果等）な観点で整理すること。

5-3 実施方針の策定支援

(1) 実施方針(案)の作成

人員（ヒト）・資産（モノ）・財務（カネ）等の観点から現状の課題を分析し、その対応策について検討の上、実施方針(案)を作成する。

(2) 要求水準書(案)の作成

上記実施方針(案)を踏まえ、事業目的、関係法令、基準、計画、維持管理等に関する要求水準書(案)を作成する。

(3) 質問、意見等への回答支援

公表した実施方針、要求水準書(案)等に対し、民間事業者から寄せられた質問、意見等への回答を支援する。また、必要に応じて、実施方針、要求水準書(案)の見直しを行う。

5-4 公募支援

(1) 契約書(案)の作成

事業期間における本市と民間事業者の責任範囲を明確化した契約書(案)を作成する。なお、作成にあたっては、本市にて法務審査を実施するので、審査内容を踏まえて必要な修正を行うこと。

(2) 募集要項等の案の作成

公告時に公表する募集要項、事業者選定基準、様式集等の案を作成する。

(3) 質問、意見等への回答支援

公告時に公表する募集要項、要求水準書(案)、契約書(案)、事業者選定基準、様式集等（以下「公募資料」という。）に対する民間事業者からの質問、意見等への回答を支援する。また、必要に応じて、公表資料を変更する。

(4) 競争的対話の支援

本市が本事業の応募者と提案内容の確認及び交渉を行うことで、齟齬が生じないようにすること等を目的に、競争的対話を実施する。また、応募者からの提案、質問等に対する回答作成を支援し、必要に応じて、公募資料を変更する。なお、競争的対話は2回を想定している。

5-5 事業提案書の評価支援等

(1) 事業提案書の評価支援

事業提案書の内容を事業者選定基準に基づき整理するなど、評価等に関する支援を行う。

(2) 事業者選定委員会の運営支援

事業者選定委員会資料及び議事録の作成、その他必要な支援を行う。なお、委員会は4回（①事業概要及び実施方針(案)の説明、②公募資料及び選定基準の説明、③応募者のプレゼンテーション、④事業者の選定）を想定している。

5-6 審査講評の作成支援

事業者選定委員会による審査結果を審査講評として公表するための支援を行う。

5-7 契約締結支援

契約締結に向け、契約内容、解釈等の契約交渉を支援する。

6 提出図書

本業務において提出すべき図書は以下のとおりとし、編集方法等の詳細については本市と協議の上決定すること。

- (1) 業務成果報告書（概要版含む）：A 4 判製本、2 部^{※1}
- (2) その他関係図書：A 4 判製本、2 部^{※2}
- (3) 打合せ議事録：A 4 判製本、2 部^{※2}
- (4) 電子成果品一式^{※3}

※1 2 部のうち 1 部は黒表紙・金文字、1 部はキングファイルとし、厚さは 10 cm 程度、図面は A 4 折袋とじを標準とする。

※2 (1)と合冊も可とする。

※3 Word、Excel、JPEG、汎用 CAD(dxfl, jww)、GIS データ(shp)等のオリジナルデータ形式及び DocuWorks 形式で、CD-R 等に収めて納品することとする。

7 打合せ

円滑に業務を進めるため、以下の打合せを行うものとし、本市または受託者が必要と判断した場合には、適宜追加の打合せを行う。

なお、受託者は打合せの 2 日前までに本市へ協議資料を提出するとともに、打合せ毎に議事録を作成し、打合せの翌々日までに本市へ提出し、確認を受けること。

- (1) 初回打合せ：1 回
- (2) 中間打合せ：6 回（事業者選定委員会：4 回、競争的対話：2 回）
- (3) 最終打合せ：1 回

8 貸与資料について

以下の資料を必要に応じて受託者に貸与する。

- (1) R3 明石市公共下水道事業計画（紙ベース、オリジナルデータ形式ほか）
- (2) R5 明石市公共下水道ストックマネジメント計画（第 2 期）
（紙ベース、オリジナルデータ形式ほか）
- (3) H29 明石市公共下水道ストックマネジメント計画策定業務委託成果品
（紙ベース、オリジナルデータ形式ほか）
- (4) R5 明石市公共下水道ストックマネジメント計画策定（その 2）業務委託成果品
（紙ベース、オリジナルデータ形式ほか）
- (5) R7 明石市ウォーター PPP 導入可能性調査業務委託成果品
（紙ベース、オリジナルデータ形式ほか）
- (6) 明石市耐水化計画（紙ベース、オリジナルデータ形式ほか）
- (7) 明石市上下水道耐震化計画（紙ベース、オリジナルデータ形式ほか）
- (8) 明石市下水道台帳（管路）（GIS データ形式ほか）
- (9) 明石市下水道設備台帳（ポンプ場・処理場）（Excel 形式ほか）
- (10) その他 明石市が必要時に提供する資料

9 準拠すべき図書

本業務は「明石市公共下水道計画策定業務委託 一般仕様書」6.1 に示す図書のほか、以下に示す図書の最新版に準拠して行うものとする。

なお、下記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ明石市の承諾を受けること。

- (1) 下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（国土交通省）
- (2) 下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン（国土交通省）
- (3) 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン（日本下水道協会）
- (4) 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (5) 下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (6) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (7) 維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン（処理場・ポンプ場施設編（国土交通省）
- (8) PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府）
- (9) PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（内閣府）
- (10) VFM（Value For Money）に関するガイドライン（内閣府）
- (11) 契約に関するガイドライン-PFI 事業実施契約における留意事項について-（内閣府）
- (12) モニタリングに関するガイドライン（内閣府）

10 その他

本業務の受託者は、今後発注される本事業において事業者となることはできない。

対象施設・対象業務

1 対象施設及び対象業務の範囲

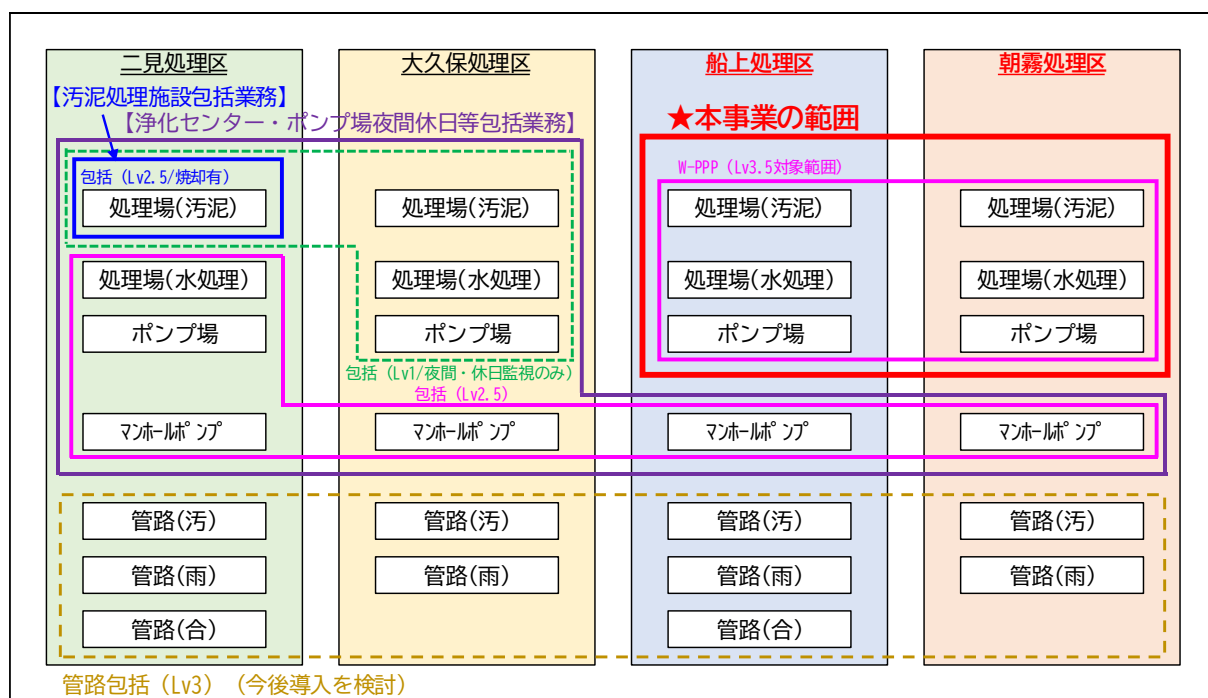


図 1-1 対象施設の範囲

表 1-1 対象業務の範囲

業務の形態	区分	処理区	対象施設	対象業務
W-PPP Lv3.5	共通	事業全体		統括管理 セルフモニタリング
	処理場 (水処理・汚泥処理) ポンプ場	朝霧 船上	朝霧浄化センター 船上浄化センター 朝霧ポンプ場 林ポンプ場	運転管理 保守管理 浚渫・清掃 ユーティリティ調達・管理 修繕 保全工事 更新計画案作成

表 1-2 予定する平日昼間と夜間休日の維持管理体系

施設区分			平日昼間				夜間休日※1			
			二見処理区	大久保処理区	船上処理区	朝霧処理区	二見処理区	大久保処理区	船上処理区	朝霧処理区
			二見浄化センター	大久保浄化センター	船上浄化センター	朝霧浄化センター	二見浄化センター	大久保浄化センター	船上浄化センター	朝霧浄化センター
			江井島ポンプ場 西岡ポンプ場	藤江ポンプ場 谷八木ポンプ場	林ポンプ場	朝霧ポンプ場	江井島ポンプ場 西岡ポンプ場	藤江ポンプ場 谷八木ポンプ場	林ポンプ場	朝霧ポンプ場
処理場施設	水処理		包括A (Lv2.5)	直営※4	本事業 (Lv3.5)	本事業 (Lv3.5)	包括A (監視)	包括A (監視)	本事業 (Lv3.5)	本事業 (Lv3.5)
	汚泥処理	濃縮	包括B (Lv2.5)	直営	本事業 (Lv3.5)	本事業 (Lv3.5)	包括A (監視)	包括A (監視)	本事業 (Lv3.5)	本事業 (Lv3.5)
		消化	包括B (Lv2.5)				包括A (監視)			
		脱水	包括B (Lv2.5)	直営	本事業 (Lv3.5)	本事業 (Lv3.5)	包括B※3 (Lv2.5)	直営※3	本事業 (Lv3.5)	本事業 (Lv3.5)
		焼却※3	包括B (Lv2.5)				包括B (監視)			
ポンプ場施設			包括A (Lv2.5)	直営※4	本事業 (Lv3.5)	本事業 (Lv3.5)	包括A (Lv2.5)	包括A (監視)	本事業 (Lv3.5)	本事業 (Lv3.5)
マンホールポンプ施設			包括A (Lv2.5)	包括A (Lv2.5)	包括A (Lv2.5)	包括A (Lv2.5)	包括A (監視)	包括A (監視)	包括A (監視)	包括A (監視)
管路施設			包括C (Lv3)	包括C (Lv3)	包括C (Lv3)	包括C (Lv3)	包括C (Lv3)	包括C (Lv3)	包括C (Lv3)	包括C (Lv3)

本事業	: W-PPP (Lv3.5/更新支援型[CMなし])
包括A	: 浄化センター・ポンプ場夜間休日等包括業務
包括B	: 汚泥処理施設包括業務 ※継続
包括C	: 管路施設包括業務 ※今後導入を検討

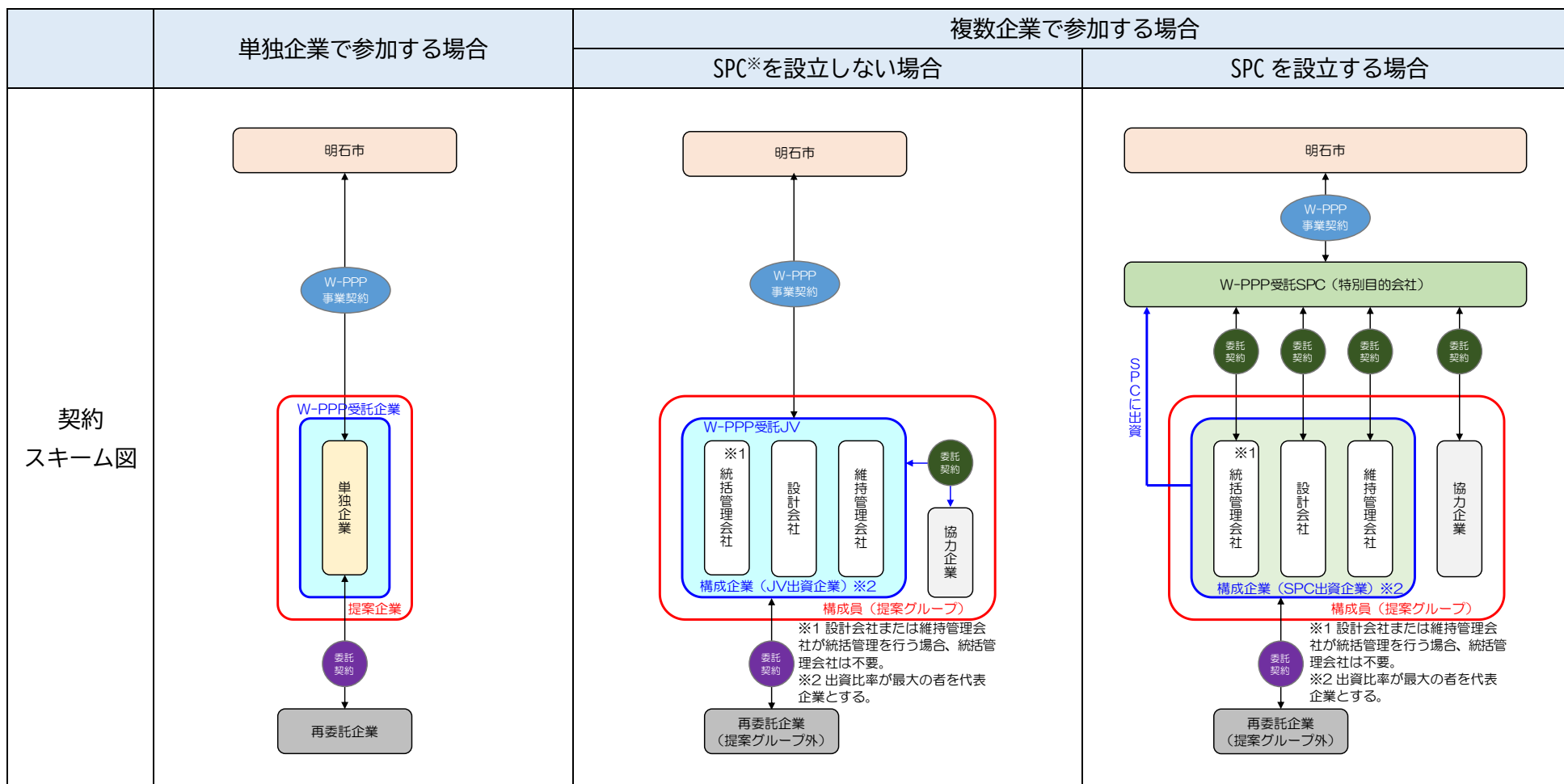
※1 夜間休日は、汚泥脱水を除き、基本的に運転監視のみ。なお、二見・大久保については大久保浄化センターにおいて監視。

※2 市内4浄化センターの脱水汚泥を二見浄化センター汚泥焼却施設にて集約処理。

※3 汚泥脱水は、休日昼間に実施。

※4 一部の法定点検業務等は「包括A」の中で実施。

2 想定する契約スキーム



※特別目的会社（本事業において、設立は任意）

図 2-1 想定する契約スキーム

3 対象施設の概要

(1) 処理場施設

表 3-1 処理場施設の概要

名称	位置	敷地面積 (㎡)	計画 放流 水質	処理方法	計画 処理 人口 (人)	摘要
朝霧浄化センター	朝霧南町 1丁目、 神戸市垂 水区狩口 台6丁目	10,850	BOD:15	標準活性汚泥法	30,774	<事業計画流入下水水量（日最大）> 計画目標年次 R9 10,800 m ³ /日 <全体計画流入下水料（日最大）> 計画目標年次 R22 9,700 m ³ /日 <計画流入水質> BOD:220mg/ℓ SS:200mg/ℓ
船上浄化センター	船上町	22,150	BOD:15	標準活性汚泥法	57,844	<事業計画流入下水水量（日最大）> 計画目標年次 R9 22,900 m ³ /日 <全体計画流入下水料（日最大）> 計画目標年次 R22 21,200 m ³ /日 <計画流入水質> BOD:220mg/ℓ SS:170mg/ℓ
大久保 浄化セン ター	大久保町 八木	34,880	BOD:15	担体投入循環式 硝化脱窒法 +砂ろ過	104,690	<事業計画流入下水水量（日最大）> 計画目標年次 R9 37,500 m ³ /日 <全体計画流入下水料（日最大）> 計画目標年次 R22 35,700 m ³ /日 <計画流入水質> BOD:250mg/ℓ SS:210mg/ℓ
二見浄化 センター	二見町 南二見	83,120	BOD:15	標準活性汚泥法	100,826	<事業計画流入下水水量（日最大）> 計画目標年次 R9 44,400 m ³ /日 <全体計画流入下水料（日最大）> 計画目標年次 R22 42,900 m ³ /日 <計画流入水質> BOD:200mg/ℓ SS:190mg/ℓ <季節別目標処理水質> T-N:30mg/ℓ(5月～10月) 40mg/ℓ(11月～4月)

① 朝霧浄化センター

表 3-1-1 朝霧浄化センターの主要な施設

名称	個数	構造	能力	供用
流入管渠	1 式	鉄筋コンクリート造	流量 0.18 m ³ /秒	1 式
調整池	2 池	鉄筋コンクリート造	容量 2,800 m ³	2 池
最初沈殿池	2 池	鉄筋コンクリート造 矩形平行流式	水面積負荷 35 m ³ /m ² ・日	2 池
反応タンク	2 池	鉄筋コンクリート造	エアレーション時間 8 時間	2 池
送風機	3 台		風量 74 m ³ /分	3 台
最終沈殿池	2 池	鉄筋コンクリート造 二層式	水面積負荷 25 m ³ /m ² ・日	2 池
塩素接触タンク	1 池	鉄筋コンクリート造	接触時間 15 分	1 池
放流管渠	1 式	鉄筋コンクリート造	流量 0.18 m ³ /秒	1 式
汚泥濃縮タンク	1 槽	鉄筋コンクリート造 重力式	固形物負荷 60 kg/m ² ・日	1 槽
汚泥濃縮タンク	1 槽	鉄筋コンクリート造 加圧浮上式	固形物負荷 100 kg/m ² ・日	1 槽
汚泥脱水機	2 台	機械脱水機	ドラム径 φ700	2 台
管理本館	1 棟	鉄筋コンクリート造	中央管理室、事務室、 水質管理室、電気室、発電機室、 ブロワ室、脱水機室、空調機室	1 棟
水処理覆蓋	1 棟	鉄筋コンクリート造	最初沈殿池、反応タンク、 最終沈殿池	1 棟
受変電設備	1 式		受電容量 1,700kVA	1 式
自家発電設備	1 台		発電容量 375kVA	1 台

② 船上浄化センター

表 3-1-2 船上浄化センターの主要な施設

名称	個数	構造	能力	供用
流入管渠	1 式	鉄筋コンクリート造	流量 0.95 m ³ /秒	1 式
沈砂池	4 池	鉄筋コンクリート造 汚水用	水面積負荷 1,800 m ³ /m ² ・日	3 池
主ポンプ	3 台	汚水ポンプ	68 m ³ /分	4 台
沈砂池	3 池	鉄筋コンクリート造 雨水用	水面積負荷 3,600 m ³ /m ² ・日	3 池
主ポンプ	4 台	雨水ポンプ	734 m ³ /分	4 台
最初沈殿池	3 池	鉄筋コンクリート造 矩形平行流式	水面積負荷 35 m ³ /m ² ・日	4 池
反応タンク	3 池	鉄筋コンクリート造	エアレーション時間 8 時間	4 池
送風機	3 台		風量 150 m ³ /分	3 台
最終沈殿池	3 池	鉄筋コンクリート造 矩形平行流式	水面積負荷 25 m ³ /m ² ・日	4 池
塩素接触タンク	1 池	鉄筋コンクリート造	接触時間 15 分	1 池
放流管渠	1 式	鉄筋コンクリート造	流量 0.95 m ³ /秒	1 式
汚泥濃縮タンク	1 槽	鉄筋コンクリート造 重力式	固形物負荷 60 kg/m ² ・日	2 槽
汚泥濃縮機	1 台	機械濃縮機	処理能力 20 m ³ /時	1 台
汚泥脱水機	2 台	機械脱水機	ドラム径 φ800	2 台
管理本館	1 棟	鉄筋コンクリート造	中央管理室、事務室、 水質試験室、電気室、 沈砂池室、発電機室、ブロワ室	1 棟
脱水機室	1 棟	鉄筋コンクリート造	脱水機室、電気室、 管理室、汚泥貯留槽	1 棟
受変電設備	1 式		受電容量 2,200kVA	1 式
自家発電設備	1 台		発電容量 800kVA	1 台

(2) ポンプ場施設

表 3-2 ポンプ場施設の概要

名称	位置	敷地面積 (a)	揚水量 (m ³ /分)		摘要
			晴天時最大	雨天時最大	
朝霧ポンプ場	大蔵八幡町	27.2	14.3	161.0	朝霧処理区
林ポンプ場	林3丁目、 林崎町3丁目	22.6	12.0	※ 90.0	船上処理区
藤江ポンプ場	藤江字別所谷、 字別所、字川添	8.1	7.0	—	大久保処理区
谷八木ポンプ場	大久保町谷八木 字川向イ	21.3	0.4	64.0	大久保処理区
江井島ポンプ場	大久保町西島 字居屋敷	29.5	5.4	—	二見処理区
西岡ポンプ場	魚住町西岡 字辻ノ上	59.8	38.0	183.0	二見処理区

※林ポンプ場は、旧合流区域に位置しているため、合流式下水道（既設）における揚水能力とする。

① 朝霧ポンプ場

◆汚水中継

表 3-2-(1) 朝霧ポンプ場の主要な施設（污水）

名称	個数	構造	能力	供用
流入管渠	1 式	鉄筋コンクリート造	流量 0.16 m ³ /秒	1 式
沈砂池	2 池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 1,800 m ³ /m ² ・日	2 池
ポンプ	3 台	立軸斜流ポンプ	14.3 m ³ /分	4 台

◆雨水排水

表 3-2-1(2) 朝霧ポンプ場の主要な施設（雨水）

名称	個数	構造	能力	供用
流入管渠	1 式	鉄筋コンクリート造	流量 2.68 m ³ /秒	—
沈砂池	2 池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 3,600 m ³ /m ² ・日	—
ポンプ	3 台	立軸渦巻斜流ポンプ	161 m ³ /分	—
上屋	1 棟	鉄筋コンクリート造	沈砂池ポンプ室、操作室、 電気室	1 棟
受変電設備	1 式		受電容量 950kVA	1 式
自家発電設備	1 台		発電容量 625kVA	1 台

② 林ポンプ場

◆汚水中継

表 3-2-2(1) 林ポンプ場の主要な施設（污水）

名称	個数	構造	能力	供用
流入管渠	1 式	鉄筋コンクリート造	流量 0.15 m ³ /秒	1 式
沈砂池	2 池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 1,800 m ³ /m ² ・日	2 池
ポンプ	3 台	立軸斜流ポンプ	12 m ³ /分	3 台

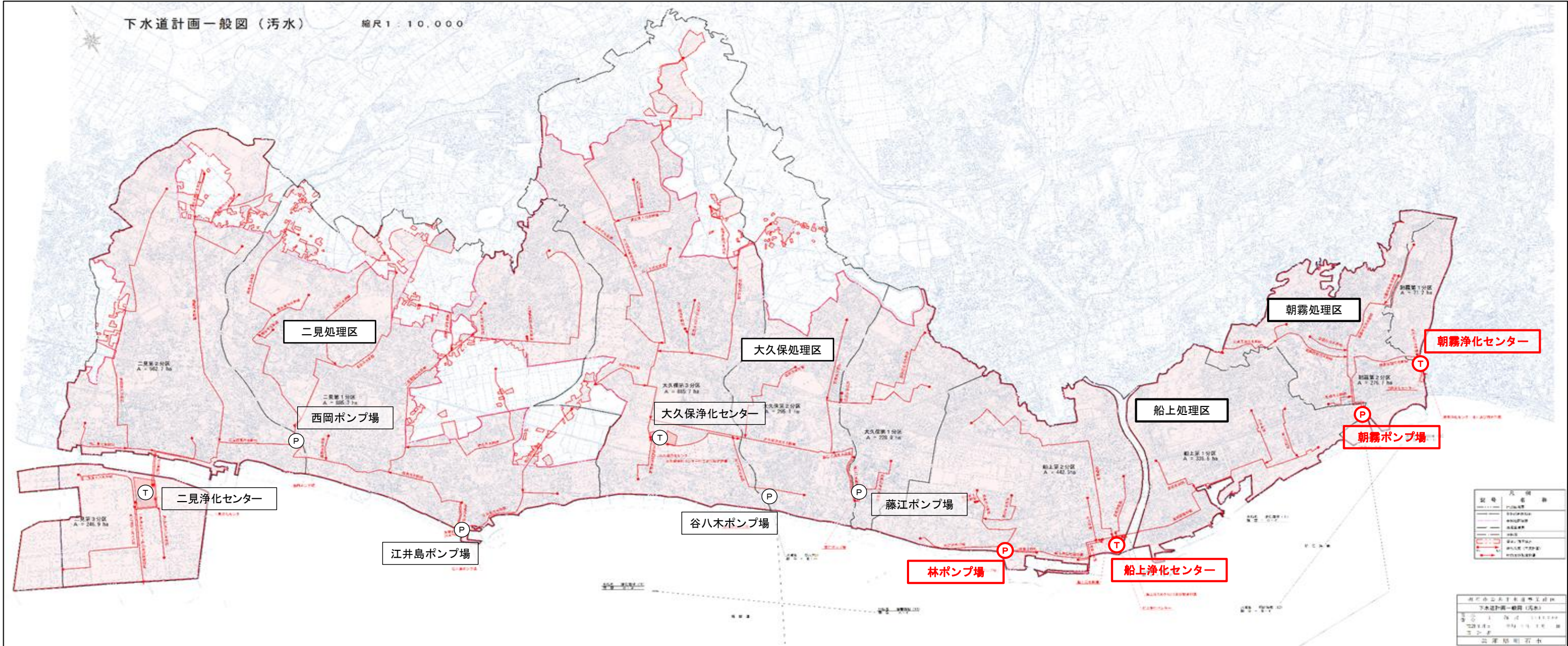
※林ポンプ場は、旧合流区域に位置しているため、合流式下水道（既設）における揚水能力とする。

◆雨水排水

表 3-2-2(2) 林ポンプ場の主要な施設（雨水）

名称	個数	構造	能力	供用
流入管渠	1 式	鉄筋コンクリート造	流量 1.46 m ³ /秒	1 式
沈砂池	2 池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 3,600 m ³ /m ² ・日	2 池
ポンプ	2 台	立軸渦巻斜流ポンプ	90 m ³ /分※	2 台
上屋	1 棟	鉄筋コンクリート造	沈砂池ポンプ室、操作室、電気室	1 棟
受変電設備	1 式		受電容量 330kVA	1 式
自家発電設備	1 台		発電容量 175kVA	1 台

明石市ウォーターPPP実施方針策定及び事業者選定支援業務委託 位置図



凡 例	
— — . . . —	行政区域界
	対象施設